附　則

1　この告示は、平成二十一年十二月一日から施行する。

2　この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第十七に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十二年五月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第二十四号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二第一号及び第二号並びに第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月六日

消防庁長官　河野　栄

別表第十四1(3)イ中(ナ)を(ニ)とし、(チ)から(ト)までを(ツ)から(ナ)までとし、(タ)の次に次のように加える。

(チ)　地震動予報等に係る放送切替

地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送に切り替わり、正常に作動すること。

別表第十六1(2)ウ中「採光」の下に「又は照明」を加える。

別記様式第十四（その2）を次のように改める。

別記様式第14　　非常警報器具及び設備（その2）

放送設備	起動装置	周囲の状況				
		外形				
		押しボタン等				
		発信機・非常電話				
		自動火災報知設備との連動				
	増幅器等	周囲の状況				
		外形				
		表示				
		電圧計	V			
		スイッチ類				
		保護板				
		ヒューズ類	A			
		継電器				
		計器類				
		表示灯				
		結線接続				
		接地				
		回路選択				
		2以上の操作部等				
		遠隔操作器の連動				
		非常用放送切替				
		※地震動予報等に係る放送切替				
		回路短絡				
		音声警報音				
		火災音信号				
		マイクロホン				
		予備品等				
	スピーカー	外形				
		取付状態				
		音圧等				
		鳴動方式	一斉　区分　相互　再鳴動			
		音量調整器				
	表示灯					
ゴング等警鐘・	周囲の状況					
	外形					
	機能					

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
6　票中※印のあるものは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第二十五条の二第二項第三号リに規定する地震動予報等に係る放送を行う場合に限る。